○伊予市営住宅管理条例

平成17年4月1日条例第157号

改正

平成18年3月24日条例第28号 平成19年12月26日条例第46号 平成20年12月24日条例第45号 平成24年3月23日条例第12号 平成25年3月15日条例第22号 平成25年12月20日条例第41号 平成26年9月26日条例第23号 平成27年5月1日条例第30号

伊予市営住宅管理条例

目次

- 第1章 総則(第1条-第2条の2)
- 第2章 市営住宅の管理(第3条-第41条)
- 第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第42条―第48条)
- 第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅) (第49条 一第53条)
- 第5章 特定公共賃貸住宅の管理(第54条―第62条)
- 第6章 駐車場の管理(第63条―第73条)
- 第7章 補則(第74条—第78条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)及び特定 優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住 宅法」という。)及び市独自の施策に基づく市営住宅及び共同施設の管理について法及 び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによる ほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 市営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るもの及び法の規定によらないで市の単独に係るものをいう。
 - (2) 特定公共賃貸住宅 特定優良賃貸住宅法第18条の規定に基づき市が建設及び管理 を行う住宅及びその附帯施設で、同条第2項又は第3項の規定による国の補助に係る ものをいう。
 - (3) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。 以下「法施行規則」という。)第1条に規定する施設をいう。
 - (4) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。
 - (5) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令 第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。)第1条第3号に規定する所 得をいう。
 - (6) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業を いう。
 - (7) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。
- 第2条の2 本市に市営住宅及び特定公共賃貸住宅(以下「市営住宅等」という。)を設置する。
- 2 市営住宅等の名称及び位置は、別表に定めるとおりとする。

第2章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

- 第3条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行う ものとする。
 - (1) 新聞
 - (2) 市の広報紙
 - (3) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示
- 2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者 資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示する。

(公募の例外)

- 第4条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、市営住宅に入居させる ことができる。
 - (1) 災害による住宅の滅失
 - (2) 不良住宅の撤去
 - (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
 - (4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却
 - (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区 画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区 画整理事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施 行に伴う住宅の除却
 - (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
 - (7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。) の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって 日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者 の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に 当該既存入居者が入居することが適切であること。
 - (8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益になること。

(入居者の資格)

- 第5条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあっては第5号)の条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。
 - (2) 地方税等を滞納していない者であること。
 - (3) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。
 - (4) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げ

る金額を超えないこと。

- ア 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の場合、同居者に小学校就学の始期に達する者がある場合又は次項第1号から第7 号までに該当する者の場合 214,000円
- イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための 特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による 国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市 長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる ものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は158,000円)
- <u>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円</u>
- <u>(5)</u> 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。)でないこと。
- 2 次の各号のいずれかに該当する者(次条第2項において「老人等」という。)にあっては、前項第3号の規定にかかわらず、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者にあっては、この限りでない。
 - (1) 60歳以上の者
 - (2) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度がアからウまでに掲げる障害の種類に応じ、それぞれアからウまでに定める程度であるもの
 - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号の 1級から4級までのいずれかに該当する程度
 - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までの いずれかに該当する程度
 - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (3) 戦傷病者特別援護法 (昭和38年法律第168号) 第2条第1項に規定する戦傷病者で、

- その障害の程度が恩給法 (大正12年法律第48号) 別表第1号表/2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表/3の第1款症であるもの
- (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項 の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成25年法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改立、企業に関する法律第106号)附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従
- (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
- (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律 第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。 以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害 者でア又はイのいずれかに該当するもの
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防 止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- 3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

(入居者資格の特例)

第6条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住

宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みを した場合においては、その者は、前条第1項第1号から第5号までに掲げる条件を具備 する者とみなす。

- 2 前条第1項第4号イに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(老人等にあっては、同 項第2号及び第3号)に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、 なお、当該災害により住宅を失った者でなければならない。
- 3 市長は、別表に掲げる市営住宅のうち、門前住宅及び竹之内団地については、60歳未満の単身者で、前条第1項各号(第3号を除く。)に掲げる条件を具備し、かつ、市長が特に必要と認めた場合は、入居させることができる。

(入居の申込み及び決定)

- 第7条 前2条に規定する入居資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の 定めるところにより入居の申込みをしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を市営住宅の入居者として決定し、 その旨を当該入居者として決定した者(以下「入居決定者」という。)に対し通知する ものとする。
- 3 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、 当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を 通知しなければならない。

(入居者の選考)

- 第8条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居 者の選考は、次の各号の一に該当する者のうちから行う。
 - (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
 - (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
 - (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
 - (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者 (自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)
 - (5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又

は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

- (6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者
- 2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮す る度合いの高い者から入居者を決定する。
- 3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を 決定する。
- 4 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭 鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が 定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに 市営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、 市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(入居補欠者)

- 第9条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。
- 2 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入 居順位に従い入居者を決定しなければならない。

(住宅入居の手続)

- 第10条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から7日以内に次に掲げる手続をしなければならない。
 - (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。
 - (2) 第18条の規定により敷金を納付すること。
- 2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内に することができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同 項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に 保証人の連署を必要としないこととすることができる。
- 4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。
- 5 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続をしたときは、当該入居決

定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

6 市営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りではない。

(同居の承認)

- 第11条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居 させようとするときは、法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なけ ればならない。
- 2 市長は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしては ならない。

(入居の承継)

- 第12条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時、又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の引き続き居住を希望する者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(家賃の決定)

- 第13条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。
- 2 今第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものと する。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した 額とする。

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

- 2 前項に規定する収入の申告は、法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居 者に通知するものとする。
- 4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。 この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるとき は、当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

- 第15条 市長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。
 - (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
 - (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
 - (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

- 第16条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第31条第1項又は第36条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、及び第41条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。
- 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分を 納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用 期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による。
- 4 入居者が第40条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定に かかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(督促及び延滞金の徴収)

- 第17条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指 定してこれを督促しなければならない。
- 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までに その納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日か

ら納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント(指定納期限の翌日から1月を経 過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当 する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむ を得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することがで きる。

(敷金)

- 第18条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。
- 2 市長は、第15条の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は 徴収の猶予をすることができる。
- 3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、 未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 4 敷金には利子を付けない。

(敷金の運用等)

- 第19条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。
- 2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入 居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

- 第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は、市の負担とする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては、別に定めるものとする。
- 3 入居者の責に帰すべき事由によって第1項に掲げる修繕の必要が生じたときは、同項 の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しな ければならない。

(入居者の費用負担義務)

- 第21条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。
 - (1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料
 - (2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用
 - (3) 共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用
 - (4) 前条第1項に規定するもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用 (入居者の保管義務等)
- 第22条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。
- 2 入居者の責に帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設が滅失又は損傷したときは、 入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。
- 第23条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。
- **第24条** 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。
- 第25条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡しては ならない。
- 第26条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。
- 第27条 入居者は、市営住宅を模様替えし、又は増築してはならない。ただし、原状回復 又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居 者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。
- 3 第1項の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、又は増築したときには、入居者は、自 己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

- 第28条 市長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第5条 第1項第4号の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居し ているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。
- 2 市長は、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き 令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居

している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、必要があれば当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第29条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

- 第30条 第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は第13条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。
- 2 市長は前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍 同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。
- 3 第15条、第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。 (高額所得者に対する明渡請求)
- 第31条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて、当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。
- 2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日 以後の日でなければならない。
- 3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該 市営住宅を明け渡さなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号の一に掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。
 - (1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。
 - (2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
 - (3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。
 - (4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第32条 第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は第13条第1項及び第

- 30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。
- 2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅 を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の 明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以 下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。
- 3 第15条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第16条及び第17条の規定は第1項の 家賃にそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第33条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

- 第34条 市長が第6条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。
- 2 市長が第37条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された 市営住宅に入居させた場合における第28条から前条までの規定の適用については、その 者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が 当該新たに整備された市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第35条 市長は、第13条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の 決定、第15条(第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定 による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若 しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっ せん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるとき

- は、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。
- 2 市長は、前項に規定する権限を、当該職員を指定して行わせることができる。
- 3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(建替事業による明渡請求等)

- 第36条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条 第1項の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その 明渡しを請求することができるものとする。
- 2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該 市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 前項の規定は、第32条第2項の規定を準用する。この場合において、第32条第2項中 「前条第1項」とあるのは「第36条第2項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」 と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第37条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、 法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅に入居を 希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第38条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居 させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を 超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第 13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めると ころにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第39条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除 却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居 する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の 居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第 32条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(住宅の検査)

(住宅の明渡請求)

- 第40条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、 住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。
- 2 入居者は、第27条の規定により市営住宅を模様替えし、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。
- 第41条 市長は、入居者が次の各号の一に該当する場合においては、当該入居者に対し、 当該市営住宅の明渡しを請求することができる。
 - (1) 不正の行為によって入居したとき。
 - (2) 家賃を3月以上滯納したとき。
 - (3) 当該市営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
 - (4) 正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
 - (5) 第11条第1項、第12条第1項及び第22条から第27条までの規定に違反したとき。
 - (6) 入居者又は同居する者が暴力団員であることが判明したとき。
 - (7) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
- 2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅 を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該 請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の 住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払 期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日ま での期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭 を徴収することができる。
- 4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。
- 5 市長は、市営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合

には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

- 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に 代わって、入居者に借地借家法(平成3年法律第90号)第34条第1項の通知をすること ができる。
 - 第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用 (使用許可)
- 第42条 市長は、公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。
- 2 市長は、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用手続)

- 第43条 社会福祉法人等は、前条の規定により市営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長の許可を申請しなければならない。
- 2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を 決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨 とともに市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨ととも にその理由を通知する。
- 3 社会福祉法人等は、前項の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

- 第44条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払 わなければならない。
- 2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。 (準用)
- 第45条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第16条から第27条まで、第

36条、第40条及び第67条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第16条中「第10条第5項」とあるのは「第43条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、「第41条第1項」とあるのは「第48条」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第46条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第47条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、第43条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

- 第48条 市長は、次の各号の一に該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消す ことができる。
 - (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
 - (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅) (使用許可)

- 第49条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又は口に掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を同号イ又は口に掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、これらの者に対し、当該市営住宅の使用を許可することができる。
- 2 市長は、前項に規定する者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の 許可をしてはならない。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第50条 市長は、市営住宅を前条第1項の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(入居者資格)

- 第51条 第49条第1項の規定により、市営住宅を使用することができる者は、第5条第1 項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 所得が中位にある者でその所得が特定優良賃貸住宅法施行規則第6条に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があるもの
 - (2) 特定優良賃貸住宅法施行規則第7条各号に定めるもの (家賃)
- 第52条 第49条第1項の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。
- 2 前項の入居者の収入については、第14条の規定を準用する。この場合において、同条 第3項中「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃については、第13条第3項の規定を準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第52条第1項」と読み替えるものとする。 (準用)
- 第53条 第49条第1項の規定による市営住宅の使用については、第50条から前条までに定めるもののほか、第3条、第4条、第7条から第12条まで、第15条から第27条まで、第35条から第41条まで及び第77条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「前2条」とあるのは「第51条」と、第16条第1項中「第31条第1項又は第36条第1項」とあるのは「第36条第1項」と、第35条第1項中「第13条第1項、第30条第1項若しくは第32条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第30条第3項又は第32条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第18条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第31条第1項の規定による明渡しの請求、第33条の規定によるあっせん等又は第37条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第52条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

第5章 特定公共賃貸住宅の管理

(入居者の資格)

第54条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号(第61条において準用

する第4条第1号、第2号、第5号、第6号に掲げる事由に係る者にあっては、第1号、 第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 所得が特定優良賃貸住宅法施行規則第6条若しくは第7条第1号に規定する基準に該当する者又は所得が当該基準に満たない者のうち所得の上昇が見込まれる者であって市長が定める基準に該当するものであること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (3) 自ら居住するため住宅を必要としている者であること。
- (4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。 (入居者の選定)
- 第55条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき特定公共賃貸住宅の戸数を超える場合においては、市長は、公開抽選を行い、入居予定者及び順位を定め必要と認める数の 補欠入居予定者を決定する。
- 2 特定公共賃貸住宅の入居の許可を受けた者が正当な理由なくして指定された日から7 日以内に当該住宅に入居しないとき又は前回の公開抽せんの日から1年以内に空き住宅 を生じたときは、市長は、前項の補欠入居予定者の順位に従い入居者を決定する。

(入居者の選定の特例)

第56条 市長は、同居親族が多い者その他特に居住の安定を図る必要がある者で市長が定めるものについては、特定優良賃貸住宅法施行規則第29条の規定に基づき入居者を選定することができる。

(家賃の決定及び変更)

- 第57条 特定公共賃貸住宅の家賃は、特定優良賃貸住宅法施行規則第20条第1項及び第2項に規定する方法により算出した額の範囲内において、近傍同種の賃貸住宅の家賃と均衡を失しないよう市長が定める。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の家賃を変更することができる。
 - (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
 - (2) 近傍同種の賃貸住宅の家賃との均衡上必要があると認めるとき。
 - (3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したとき。

(家賃の減額)

第58条 市長は、特定公共賃貸住宅の入居者の居住の安定を図るため、当該特定公共賃貸 住宅の管理開始後20年間を限度として、家賃を減額することができる。

- 2 市長が前項の規定に基づき家賃の減額を行う場合は、前条の家賃に代えて第60条に規 定する入居者負担額を市長は入居者から徴収し、入居者は納付するものとする。
- **第59条** 家賃の減額を受けようとする入居者は、規則に定めるところにより、家賃減額申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、家賃減額申請書の提出があったときは、その内容を審査し、家賃の減額を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定に基づき家賃の減額を行うことを決定したときは、次条に規定する入居者負担額その他の必要な事項を当該入居者に通知するものとする。

(入居者負担額)

第60条 市長は、毎年、入居者の所得、特定公共賃貸住宅の管理を開始した日からの経過 年数を勘案して規則で定める方法により、入居者負担額を決定するものとする。

(準用)

第61条 第3条、第4条第1号、同条第2号、同条第5号、同条第6号、第7条、第9条 から第11条まで、第15条から第19条まで、第20条第1項及び第3項、第21条から第27条 まで、第32条第2項、第36条第1項及び第2項、第37条、第40条並びに第41条第1項(第 7号を除く。)及び第2項から第4項までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について 準用する。この場合において、第7条中「前2条」とあるのは「第54条」と、第9条第 1項中「前条」とあるのは「第55条」と、第10条第1項第1号中「収入」とあるのは「所 得」と、同項第2号中「第18条」とあるのは「第61条において準用する第18条」と、第 16条第1項中「第10条第5項」とあるのは「第61条において準用する第10条第5項」と、 同項中「第41条第1項」とあるのは「第61条において準用する第41条第1項」と、第16 条第4項中「第40条」とあるのは「第61条において準用する第40条」と、第18条第2項 中「第15条」とあるのは「第61条において準用する第15条」と、第32条第2項中「前条 第1項」とあるのは「第61条によって準用する第36条第1項」と、同項中「高額所得者」 とあるのは「入居者」と、「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、第36条第 1項及び第2項中「市営住宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、第37条中「市営住 宅」とあるのは「特定公共賃貸住宅」と、第40条第2項中「第27条」とあるのは「第61 条において準用する第27条」と、第41条第1項第5号中「第11条第1項、第12条第1項 及び第22条から第27条まで」とあるのは「第61条において準用する第11条第1項及び第 22条から第27条まで」と、同条第3項中「入居した日から請求の日までの期間について

は、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5パーセントの割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」とあるのは「当該請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」と、同条第4項中「近傍同種の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃の額」と読み替えるものとする。

(許可等に関する意見聴取)

第62条 市長は、第7条第2項(第53条及び前条において準用する場合を含む。)の入居者を決定しようとするとき、又は現に市営住宅に入居している者(同居する者を含む。)について、市長が特に必要があると認めたときは、第5条第1項第6号、第11条第2項(第53条及び前条において準用する場合を含む。)、第12条第2項(第53条及び前条において準用する場合を含む。)、第41条第1項第6号(第53条及び前条において準用する場合を含む。)、第49条第2項及び第54条第4号に該当する事由の有無について、伊予警察署長の意見を聴くことができる。

第6章 駐車場の管理

第63条 市営住宅等の共同施設として整備された駐車場の管理は、この章に定めるところにより、行わなければならない。

(使用許可)

第64条 駐車場を使用しようとする者は市長の許可を得なければならない。

(使用者の資格)

- 第65条 駐車場を使用する者は、次の各号に掲げる条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 市営住宅等の入居者又は同居者であること。
 - (2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
 - (3) 駐車場の使用料を支払うことができること。
 - (4) 第41条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。

(使用の申込み)

- **第66条** 前条に規定する条件を具備する者で、駐車場を使用することを希望する者は、市 長の定めるところにより、駐車場の使用の申込みをしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により使用の申込みをした者を駐車場の使用者として決定し、そ

の旨を当該使用者として決定した者(以下「使用決定者」という。) に対し通知するものとする。

(使用者の決定)

第67条 市長は、前条第1項の規定による申込みをした者の数が、使用させるべき駐車場の設置台数を超える場合においては、市長の定めるところにより、公正な方法で選考して、当該駐車場の使用者を決定しなければならない。ただし、入居者又は同居者が身体障害者である場合その他特別な事由がある場合で、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、市長は特定の者に当該駐車場を使用させることができる。

(使用の手続)

- 第68条 第66条第2項に規定する通知を受けた者は、当該通知を受けた日から7日以内に 次の各号に掲げる手続をしなければならないものとする。
 - (1) 市長が別に定める所定の書類を提出すること。
 - (2) 第71条に定める保証金を納付すること。
- 2 使用決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に規定する期間内に することができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同 項各号に定める手続をしなければならない。
- 3 市長は、駐車場の使用決定者が第1項又は前項に規定する期間内に第1項に規定する 手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。
- 4 市長は、駐車場の使用決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該 使用決定者に対して速やかに駐車場の使用開始日を通知しなければならない。
- 5 駐車場の使用決定者は、前項の規定により通知された使用開始日から10日以内に駐車場の使用を開始しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(使用料)

- 第69条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として、市長が定めるものとする。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認める ときは、使用料の減免又は徴収の猶予をすることができる。

(使用料の変更)

第70条 市長は、次の各号の一に該当する場合においては、駐車場の使用料を変更するこ

とができる。

- (1) 物価の変動に伴い、使用料を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 駐車場相互の間における使用料の均衡上必要があると認めるとき。
- (3) 駐車場について改良を施したとき。

(保証金)

- 第71条 市長は、駐車場の使用決定者から3月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、保証金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 第18条第3項及び第4項並びに第19条の規定は、第1項に規定する保証金について準用する。この場合において、「敷金」とあるのは「保証金」と、第18条第3項中「入居者」とあるのは「使用者」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と、「家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(使用許可の取消し)

- 第72条 市長は、使用者が次の各号の一に該当する場合においては、駐車場の使用許可を 取り消し、又はその明渡しを請求することができる。
 - (1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。
 - (2) 使用料を3月以上滞納したとき。
 - (3) 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。
 - (4) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
 - (5) 第65条に規定する使用者資格を失ったとき。
 - (6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定については第41条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居」とあるのは「使用」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第72条第1項」と読み替えるものとする。

(準用)

第73条 駐車場の使用については、第63条から前条までに定めるもののほか、第16条、第 17条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第40条第1項の規定を準用 する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」 とあるのは「使用者」と、「入居」とあるのは「使用」と、「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。

第7章 補則

(市営住宅等監理員及び市営住宅管理人)

- 第74条 市営住宅及び特定公共賃貸住宅監理員(以下「市営住宅等監理員」という。)は、 市長が市職員のうちから7人以内の範囲において任命する。
- 2 市営住宅等監理員は、市営住宅等及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市 営住宅等及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。
- 3 市長は、市営住宅等監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。
- 4 市営住宅管理人は、市営住宅等監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等入居 者との連絡の事務を行う。
- 5 前各項に規定するもののほか、市営住宅等監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、規則で定める。

(立入検査)

- 第75条 市長は、市営住宅等の管理上必要があると認めるときは、市営住宅等監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅等の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。
- 2 前項の検査において、現に使用している市営住宅等に立ち入るときは、あらかじめ、 当該市営住宅等の入居者の承諾を得なければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人 に提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解しては ならない。

(敷地の目的外使用)

第76条 市長は、市営住宅等及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、規則の定めるところによりその使用を許可することができる。

(罰則)

第77条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れ

たときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5 万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科する。

(委任)

第78条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日(以下「施行日」という。)までに、合併前の伊予市営住宅管理条例(平成9年伊予市条例第25号)、中山町営住宅管理条例(平成9年中山町条例第25号)又は双海町営住宅管理条例(平成9年双海町条例第8号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 合併前の条例の規定により課した、又は課すべきであった家賃等の取扱いについては、 なお合併前の条例の例による。
- 4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(延滞金の割合の特例)

- 5 当分の間、第17条第2項(第30条第3項、第32条第3項及び第73条において準用する場合を含む。)に規定する延滞金額の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、第17条第2項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。
- 6 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、その計算の過程に おける金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

附 則 (平成18年3月24日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年12月26日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の伊予市営住宅管理条例(以下「新条例」という。)第41条第1項第6号(第53条及び第61条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第7条第2項(第53条及び第61条において準用する場合を含む。以下同じ。)の入居決定者及び新条例第12条第1項(第53条及び第61条において準用する場合を含む。以下同じ。)の承認を受けた者に適用する。
- 3 施行日前に改正前の伊予市営住宅管理条例(以下「旧条例」という。)第7条第2項 (第53条及び第61条において準用する場合を含む。以下同じ。)の入居決定者又は旧条 例第12条(第53条及び第61条において準用する場合を含む。以下同じ。)の承認を受け た者が新条例第41条第1項第6号の規定に該当していること(次項に定める場合を除 く。)が判明したときは、市長は、当該入居決定者又は承認を受けた者に対して明渡し の勧告をするものとする。ただし、同号の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 4 施行日前に旧条例第7条第2項の入居決定者又は旧条例第12条の承認を受けた者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員と同居しており、新条例第41条第1項第6号の規定に該当していることが判明したときは、市長は、当該入居決定者又は承認を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告するものとする。ただし、同号の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 5 市長は、前2項の勧告に従わないときは、当該入居決定者又は承認を受けた者に対し て明渡し請求することができる。
- 6 附則第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日前に旧条例第7条第2項の入居 決定者又は旧条例第12条の承認を受けた者が新条例第41条第1項第6号の規定に該当し、 他の入居者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要 があると認められる場合は、市長は、当該入居決定者又は承認を受けた者に対して明渡 しを請求することができる。

7 前2項の規定による明渡しの請求については、新条例第41条第2項及び第4項の規定 を準用する。

附 則 (平成20年12月24日条例第45号)

この条例は、平成21年2月1日から施行する。

附 則(平成24年3月23日条例第12号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月15日条例第22号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第41号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第5条第2項第8号の改正規定は、同年1月3日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の附則第5項及び第6項の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期間 に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の 例による。

附 則(平成26年9月26日条例第23号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年5月1日条例第30号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前までに、この条例による改正前の伊予市営住宅管理条例の規定 に基づきなされた応急住宅及び母子住宅に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこ の条例による改正後の伊予市営住宅管理条例に規定する増福北住宅になされたものとみ なす。

別表 (第2条の2、第6条関係)

1 市営住宅

名称	位置
大平住宅	伊予市大平
鹿島住宅	伊予市中村
尾崎住宅	伊予市尾崎
市場住宅	伊予市市場
安広団地	伊予市米湊
白水住宅	伊予市上吾川
新川団地	伊予市下吾川
下吾川住宅	伊予市下吾川
鳥ノ木団地	伊予市下吾川
五色住宅	伊予市下吾川
恵美須住宅	伊予市下吾川
増福北住宅	伊予市下吾川
増福住宅	伊予市湊町、下吾川
泉町三住宅	伊予市中山町中山
福元団地	伊予市中山町中山
豊岡団地	伊予市中山町出渕
寺尾団地	伊予市中山町出渕
門前住宅	伊予市中山町出渕
竹之内団地	伊予市中山町佐礼谷
星住宅	伊予市双海町上灘
双海団地	伊予市双海町上灘
あかね団地	伊予市双海町上灘
二瀬団地	伊予市双海町上灘
タやけ団地	伊予市双海町下灘
下灘団地	伊予市双海町下灘

2 特定公共賃貸住宅

名称	位置

泉町団地	伊予市中山町中山
門前団地	伊予市中山町出渕
清流団地	伊予市双海町上灘